

入間東部地区駅伝競走大会協賛規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、入間東部地区駅伝競走大会（以下「大会」という。）の趣旨に賛同する団体等が協賛事業を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(協賛事業)

第2条 協賛事業とは、団体等が自らの意思による申し出または入間東部地区駅伝競走大会実行委員会（以下「実行委員会」とする。）からの依頼に基づき実施する、次に掲げる事業をいう。

- (1) 大会運営の用に供する金銭（以下「協賛金」とする。）の提供に関する事業
- (2) 大会運営の用に供する物品（以下「協賛品」とする。）の提供・貸与に関する事業

(協賛の申し出)

第3条 団体等が協賛事業の申し出を行うときは、実行委員長に協賛事業申出書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 実行委員長は、前項の申し出を承認するときは、協賛事業承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(協賛の制限)

第4条 実行委員長は、協賛事業の申し出の内容が次に掲げる事項のいずれかにかに該当すると認められるときは、協賛の承認をすることができない。

- (1) 暴力主義的破壊活動を過去に行った、または行うおそれがあるもの
- (2) 事業内容が法令及び公序良俗に反する、または反するおそれがあるもの
- (3) 協賛事業を特定の政治、思想及び宗教等の活動を目的に利用する、または利用するおそれがあるもの
- (4) 事業内容が大会の品位を損なう、または損なうおそれがあるもの
- (5) 事業内容が、申し出または依頼の内容から著しく逸脱する、または逸脱するおそれがあるもの
- (6) その他実行委員長が不適當とするもの

(協賛事業における権利)

第5条 第3条2項により承認を受けた団体等（以下「協賛者」とする。）は、協賛事業の規模に応じて権利を行使することができる。

2 協賛事業の規模は、協賛金の提供に関する事業のときはその金額により、協賛品の提供・貸与に関する事業のときはその内容、価値及び数量等を勘案して協賛金の金額に換算して判断するものとする。

3 協賛者が行使できる権利については、実行委員長が別に定める。

(協賛事業の取消)

第6条 実行委員長は、次に掲げる事項に該当するときは、協賛事業の取消しをすることができる。

- (1) 協賛者から協賛事業の取消の申し出があるとき
- (2) 協賛事業が第4条に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるとき
- (3) その他実行委員長が取り消すことが適当と認めるとき

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は実行委員長との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年7月24日から施行する。